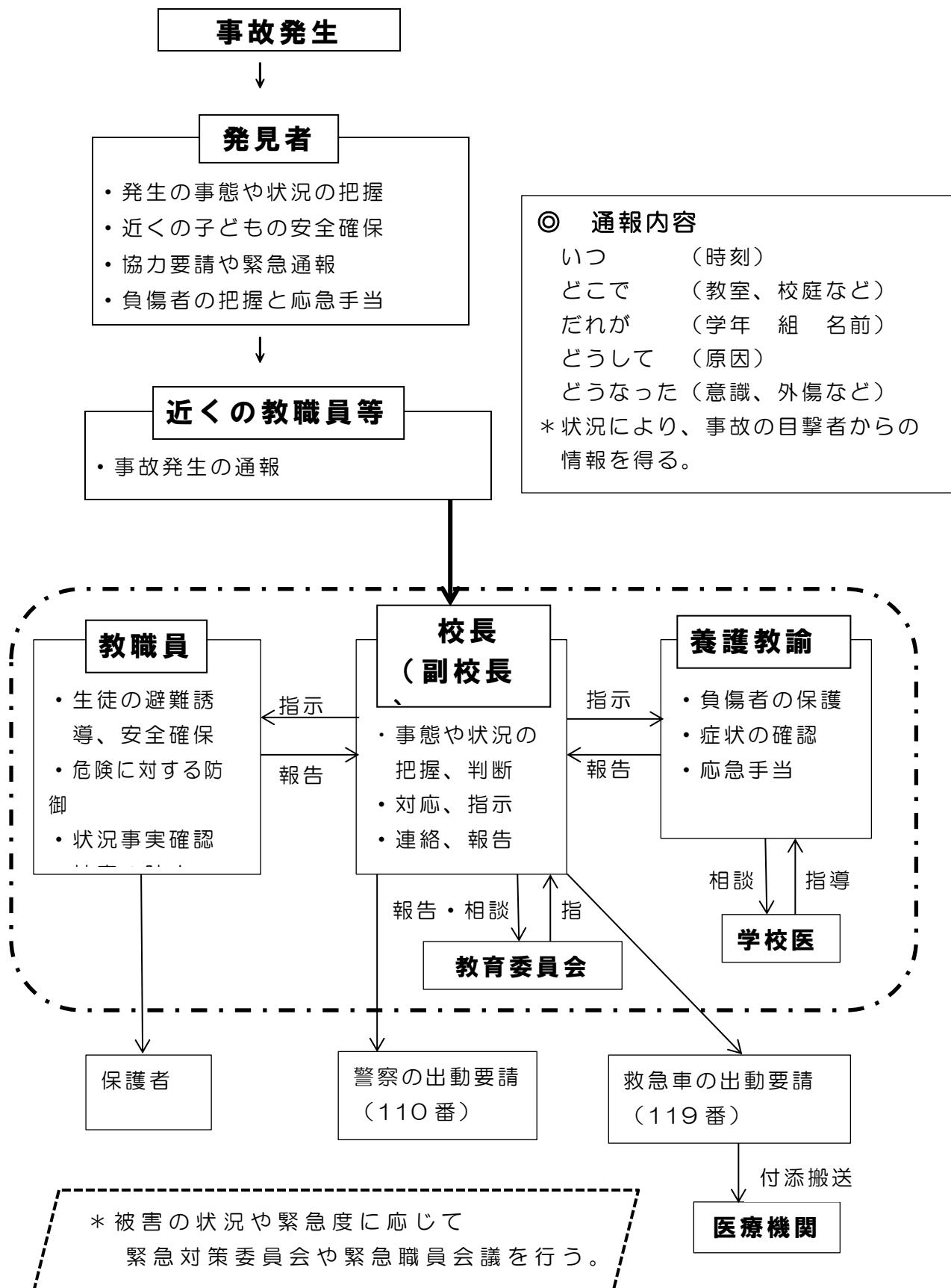


## 5 事故対応について

### (1) 事故現場での対応体制



## (2) 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>事態や状況の把握、判断</li> <li>副校長、教職員、養護教諭等への指示</li> <li>防御、避難誘導の指示</li> </ul>
通報連絡	副校長 教務主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急車の出動要請</li> <li>警察の出動要請</li> <li>保護者への連絡</li> <li>教育委員会への報告</li> <li>報道機関との対応</li> <li>記録</li> </ul>
避難誘導	学級担任 教科担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所への誘導</li> <li>避難場所での安全確保</li> </ul>
防 御	副担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力の抑止と被害の防止</li> </ul>
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者の保護</li> <li>症状の確認</li> <li>応急手当</li> <li>健康状態の把握</li> <li>心のケア</li> </ul>

## (3) 事故発生後の報告と事後処理

### (1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



### (2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期にわたって保存する。

### (3) 記録の管理

- 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4)一般生徒への指導

- ・一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5)対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6)保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

**緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合**

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立小松川中学校です。」

「住所は江戸川区平井 3-20-1 です。」

「電話番号は、03-3683-8013 です。」

「けが人(病人)は 中学○年生、男子、(けがの起きた状況)」

「症状、けがの状態は \_\_\_\_\_」

正門(あるいは夜間学校通用門)を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。